

一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 信用金庫連合会</p> <p>七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）</p> <p>八 労働金庫連合会</p> <p>2 5（略）</p> <p>第二章 預金保険機構</p> <p>第五節 業務</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第三十五条 機構は、金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けて、</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 5（略）</p> <p>第二章 預金保険機構</p> <p>第五節 業務</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第三十五条 機構は、金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けて、</p>

日本銀行又は金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 日本銀行及び金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 機構は、破綻金融機関の取締役(破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会(以下「信用金庫等」という。))である場合にあつては、理事(、監査役(破綻金融機関が信用金庫等である場合にあつては、監事(及び支配人(破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあつては、参事(その他の使用人並びにこれらの者であつた者)に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者)については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)

日本銀行又は金融機関等(金融機関並びに信用金庫連合会、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会及び労働金庫連合会をいう。以下同じ。)に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 日本銀行及び金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 機構は、破綻金融機関の取締役(破綻金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、理事(、監査役(破綻金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、監事(及び支配人(破綻金融機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、参事(その他の使用人並びにこれらの者であつた者)に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者)については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。))につき報告を求め、又は破綻金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

()につき報告を求め、又は破綻金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

4 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第六節 財務及び会計

(余裕金の運用)

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 (略)
- 二 金融再生委員会及び大蔵大臣の指定する金融機関への預金
- 三 (略)

第三章 預金保険

第一節 保険関係

(保険関係)

第四十九条 (略)

2 前項の保険関係においては、預金等の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

4 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第六節 財務及び会計

(余裕金の運用)

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 (略)
- 二 金融再生委員会及び大蔵大臣の指定する金融機関等への預金
- 三 (略)

第三章 預金保険

第一節 保険関係

(保険関係)

第四十九条 (略)

2 前項の保険関係においては、預金等の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 (略)

二 金融機関の営業免許の取消し(信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会にあつては事業免許の取消しとし、信用協同組合又は信用協同組合連合会にあつては解散の命令。第五十五条第二項第一号において同じ。)、破産の宣告又は解散の決議(以下「第二種保険事故」という。)

第二節 保険料の納付

(保険料の納付)

第五十条 金融機関は、営業年度(信用金庫等にあつては、事業年度。以下同じ。)(ことに、当該営業年度の開始後三月以内に、機構に対し、総理府令・大蔵省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該営業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

2 (略)

第三節 保険金等の支払

(支払の決定)

第五十六条 (略)

一 (略)

二 金融機関の営業免許の取消し(信用金庫又は労働金庫にあつては事業免許の取消しとし、信用協同組合にあつては解散の命令とする。第五十五条第二項第一号において同じ。)、破産の宣告又は解散の決議(以下「第二種保険事故」という。)

第二節 保険料の納付

(保険料の納付)

第五十条 金融機関は、営業年度(信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(以下「信用金庫等」という。))にあつては、事業年度。以下同じ。)(ことに、当該営業年度の開始後三月以内に、機構に対し、総理府令・大蔵省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該営業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

2 (略)

第三節 保険金等の支払

(支払の決定)

第五十六条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第一項又は前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を金融再生委員会及び大蔵大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に関するものである場合には、金融再生委員会及び大蔵大臣並びに労働大臣）に報告しなければならない。

第四節 資金援助

第一款 資金援助

(資金援助の申込み)

第五十九条 (略)

2・4 (略)

5 第一項又は前項の規定による申込みを行った金融機関及び銀行持株会社等は、速やかに、その旨を金融再生委員会（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、金融再生委員会及び労働大臣）に報告しなければならない。

6 (略)

第六十条 金融再生委員会の指定する金融機関で合併等を援助するため当該合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等に対し資金の貸付けその他の政令で定め

2・3 (略)

4 機構は、第一項又は前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を金融再生委員会及び大蔵大臣（当該決定が労働金庫に関するものである場合には、金融再生委員会及び大蔵大臣並びに労働大臣とする。）に報告しなければならない。

第四節 資金援助

第一款 資金援助

(資金援助の申込み)

第五十九条 (略)

2・4 (略)

5 第一項又は前項の規定による申込みを行った金融機関及び銀行持株会社等は、速やかに、その旨を金融再生委員会（労働金庫にあつては、金融再生委員会及び労働大臣とする。）に報告しなければならない。

6 (略)

第六十条 金融再生委員会の指定する金融機関等で合併等を援助するため当該合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等に対し資金の貸付けその他の政令で定

る行為を行うものは、機構が資金援助（金銭の贈与、資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った金融機関は、速やかに、その旨を金融再生委員会（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、金融再生委員会及び労働大臣）に報告しなければならない。

3 （略）

（適格性の認定）

第六十一条 （略）

2・3 （略）

4 金融再生委員会は、労働金庫又は労働金庫連合会に対し第一項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならない。

5～8 （略）

（合併等のあつせん）

第六十二条 （略）

2 （略）

3 第六十条第一項に規定する金融再生委員会の指定する金融機関で、第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関又は銀行持株会社等に対し当該あつせんに係る合併等を援助するため同条第一項に規定する資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、前条第一項の規定にかかわらず、第六十条第一項の規定による申込みを

める行為を行うものは、機構が資金援助（金銭の贈与、資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った金融機関等は、速やかに、その旨を金融再生委員会（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、金融再生委員会及び労働大臣とする。）に報告しなければならない。

3 （略）

（適格性の認定）

第六十一条 （略）

2・3 （略）

4 金融再生委員会は、労働金庫に対し第一項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならない。

5～8 （略）

（合併等のあつせん）

第六十二条 （略）

2 （略）

3 第六十条第一項に規定する金融再生委員会の指定する金融機関等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関又は銀行持株会社等に対し当該あつせんに係る合併等を援助するため同条第一項に規定する資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、前条第一項の規定にかかわらず、第六十条第一項の規定による申込み

行うことができる。

4 (略)

(資金援助)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を金融再生委員会及び大蔵大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会を当事者とする合併等に係るものである場合には、金融再生委員会及び大蔵大臣並びに労働大臣）に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該資金援助の申込みに係る金融機関又は銀行持株会社等との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

(合併等の契約の報告等)

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、金融再生委員会（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、金融再生委員会及び労働大臣。次条第一項、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項及び第六項、第七十条第一項、第七十二条第六項、第七十四条第四項及び第七十一項並びに第七

を行うことができる。

4 (略)

(資金援助)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を金融再生委員会及び大蔵大臣（当該決定が労働金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には、金融再生委員会及び大蔵大臣並びに労働大臣とする。）に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該資金援助の申込みに係る金融機関等又は銀行持株会社等との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

(合併等の契約の報告等)

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、金融再生委員会（労働金庫にあつては、金融再生委員会及び労働大臣。第六十八条、第六十九条第一項及び第六項、第七十条第一項、第七十二条第六項、第七十四条第四項並びに第七十九条第一項及び第三項において同じ。）に、その旨を報告し、か

十九条第一項及び第三項において同じ。）に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書（機構と前条第四項の契約を締結した金融機関又は銀行持株会社等にあつては、当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは商法その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、営業譲渡等、株式交換又は株式移転について株主総会等の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併、営業譲渡等、株式交換又は株式移転についての決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、金融再生委員会に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは商法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする。

2、4（略）

（業務の継続の特例）

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関

つ、当該合併等の契約書（機構と前条第四項の契約を締結した金融機関又は銀行持株会社等にあつては、当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは商法その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、営業譲渡等、株式交換又は株式移転について株主総会等の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併、営業譲渡等、株式交換又は株式移転についての決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、金融再生委員会（労働金庫にあつては、金融再生委員会及び労働大臣とする。第七十四条第十一項において同じ。）に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは商法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする。

2、4（略）

（業務の継続の特例）

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関

する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る営業の全部又は一部の譲受けにより承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき金融再生委員会の承認を受けたときは、営業の全部又は一部の譲受けの日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

第二款 緊急手続

(株主等の異議の申出等)

第六十九条 金融再生委員会は、緊急性の認定を行おうとするときは、あらかじめ、当該緊急性の認定に係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換の当事者となる金融機関（営業の一部を譲り受ける銀行等で定款に当該営業の一部の譲受けにつき株主総会の決議を要する旨の定めがないものを除く。）又は株式交換の当事者となる銀行持株

する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る営業の全部又は一部の譲受けにより承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

(新設)

第二款 緊急手続

(株主等の異議の申出等)

第六十九条 金融再生委員会は、緊急性の認定を行おうとするときは、あらかじめ、当該緊急性の認定に係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換の当事者となる金融機関（営業の一部を譲り受ける銀行等で定款に当該営業の一部の譲受けにつき株主総会の決議を要する旨の定めがないものを除く。）又は株式交換の当事者となる銀行持株

会社等の株主（信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合連合会又は労働金庫連合会にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員（第六項において「個人会員」という。）を除く会員とする。）は一定の期間内に当該合併、営業譲渡等又は株式交換について異議を申し出ることができ旨を公告し、当該公告をした旨を当該金融機関又は当該銀行持株会社等に通知しなければならない。

2～9（略）

（事業の全部の譲渡を行つた信用金庫又は労働金庫等の解散）

第七十五条 緊急性の認定に係る事業の全部の譲渡を行つた信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会は、第七十三条の手續が終了し、かつ、当該事業の全部の譲渡に係る当事者である金融機関の全部の前条第一項の承認の決議が得られることにより解散する。

（承認の決議を得られなかつた場合の合併、営業譲渡等又は株式交換の効力等）

第七十九条（略）

2 合併についての前項の規定による公告がされたときは、当該合併は合併の時にさかのぼつて効力を失う。ただし、存続金融機関、その株主（信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合連合会又

会社等の株主（信用金庫にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員（第六項において「個人会員」という。）を除く会員とする。）は一定の期間内に当該合併、営業譲渡等又は株式交換について異議を申し出ることができ旨を公告し、当該公告をした旨を当該金融機関又は当該銀行持株会社等に通知しなければならない。

2～9（略）

（事業の全部の譲渡を行つた信用金庫又は労働金庫の解散）

第七十五条 緊急性の認定に係る事業の全部の譲渡を行つた信用金庫又は労働金庫は、第七十三条の手續が終了し、かつ、当該事業の全部の譲渡に係る当事者である金融機関の全部の前条第一項の承認の決議が得られることにより解散する。

（承認の決議を得られなかつた場合の合併、営業譲渡等又は株式交換の効力等）

第七十九条（略）

2 合併についての前項の規定による公告がされたときは、当該合併は合併の時にさかのぼつて効力を失う。ただし、存続金融機関、その株主（信用金庫又は労働金庫にあつては会員とし、信用協同組合

は労働金庫若しくは労働金庫連合会にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とする。)及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

3 8 (略)

第四章 預金等債権の買取り

(概算払率)

第八十一条の三 (略)

2 (略)

3 金融再生委員会及び大蔵大臣は、第一項の認可を行う場合において当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会であるときは、労働大臣の同意を得なければならない。

第六章 罰則

第九十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関又は銀行持株会社等の取締役又は理事(第七十一条第一項ただし書の規定によりいまだ合併を行っていないものとみなされる存続金融機関の取締役又は理事及びなお存続しているものとみなされる消滅金融機関の取締役又は理事を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一 五 (略)

にあつては組合員とする。)及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

3 8 (略)

第四章 預金等債権の買取り

(概算払率)

第八十一条の三 (略)

2 (略)

3 金融再生委員会及び大蔵大臣は、第一項の認可を行う場合において当該金融機関が労働金庫であるときは、労働大臣の同意を得なければならない。

第六章 罰則

第九十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等又は銀行持株会社等の取締役又は理事(第七十一条第一項ただし書の規定によりいまだ合併を行っていないものとみなされる存続金融機関の取締役又は理事及びなお存続しているものとみなされる消滅金融機関の取締役又は理事を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一 五 (略)

附則

(業務の特例)

第六条の二 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第七条まで及び附則第八条の二第一項の規定による業務を行うことができる。

(特別資産譲受人等の資産の買取り)

第六条の三 機構は、第六十四条第一項の規定による資金援助の決定

(預金保険法の一部を改正する法律(平成八年法律第九十六号)の施行の日前にされたものに限る。)に係る営業譲渡等を行った破綻金融機関の資産を譲り受けた者(当該営業譲渡等に係る救済金融機関を除く。以下この条において「特定譲受人」という。)、当該営業譲渡等に係る救済金融機関の資産(当該救済金融機関が当該営業譲渡等により当該破綻金融機関から譲り受けたものに限る。以下この項において「特別資産」という。)を譲り受けた者(以下この条において「特別譲受人」という。)(又は特定譲受人若しくは特別譲受人に対して当該破綻金融機関の資産若しくは特別資産(以下この項において「特別資産」という。)(の譲受けに必要な資金の貸付けを行った者であつて当該貸付けに係る債務の弁済に代えて当該特別資産を譲り受けた者(以下この項及び第五項において「特別資産譲受人」という。))から、平成十三年三月三十一日までに当該特定譲

附則

(業務の特例)

第六条の二 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条及び附則第八条の二第一項の規定による業務を行うことができる。

(新設)

受人が譲り受けた当該破綻金融機関の資産、当該特別譲受人が譲り受けた当該特別資産又は当該特別資産譲受人が当該債務の弁済に代えて譲り受けた当該特別資産の買取りの申込みを受けたときは、これらの資産を買い取ることができる。

2 機構は、前項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

3 機構は、前項の規定により資産の買取りを行う旨の決定をしようとするときは、あらかじめ、金融再生委員会及び大蔵大臣の承認を受けなければならない。

4 金融再生委員会及び大蔵大臣は、特定譲受人又は特別譲受人による破綻金融機関又は救済金融機関からの資産の譲受けが、当該破綻金融機関の円滑な営業譲渡等を図る観点又は当該救済金融機関の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から必要であつたと認める場合に限り、前項の承認をするものとする。

5 機構は、第二項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該資産の買取りの申込みに係る特定譲受人、特別譲受人又は特別資産譲受人（以下「特別資産譲受人等」という。）との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

（特別資産譲受人等に対する損失の補てん）

第六条の四 機構は、前条第一項の規定により資産の買取りを行う場合（附則第十条第一項の規定により協定銀行が機構の委託を受けて

（新設）

資産の買取りを行う場合を含む。）において、特例資産譲受人等（金融機関に限る。以下この項において同じ。）から、当該資産の売却により生じた損失の補てんの申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、当該特例資産譲受人等に対し、当該損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

2 機構は、前項の規定により損失の補てんを行おうとするときは、あらかじめ、金融再生委員会及び大蔵大臣の承認を受けなければならない。

3 金融再生委員会及び大蔵大臣は、第一項の規定による損失の補てんが行われなければ、信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合に限り、前項の承認をするものとする。

（協定銀行に係る業務の特例）

第七条 機構は、破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関又は特例資産譲受人等から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行（第二条第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一～四（略）

（協定銀行に係る業務の特例）

第七条 機構は、破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行（第二条第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一～四（略）

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、協定銀行が協定の定めにより破綻金融機関若しくは特例資産譲受人等から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において同じ。）が隠ぺいされているおそれがあるものその他の債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六・七（略）

2（略）

（協定）

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一（略）

二 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日まで間に機構から附則第十条第一項の規定による破綻金融機関の資産又は特例資産譲受人等の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る整理回収業務を行うこと。

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、協定銀行が協定の定めにより破綻金融機関から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において同じ。）が隠ぺいされているおそれがあるものその他の債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六・七（略）

2（略）

（協定）

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一（略）

二 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日まで間に機構から附則第十条第一項の規定による破綻金融機関の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る整理回収業務を行うこと。

二の二、十（略）

2・3（略）

（資産の買取りの委託等）

第十条 機構は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第六十四条第一項の規定により破綻金融機関の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合又は附則第六条の三第二項の規定により特例資産譲受人等の資産の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2・3（略）

4 機構が協定銀行との間で前項の委託に関する契約を締結したとき（第六十四条第一項の規定により破綻金融機関の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合に限る。）は、第一項の決定に係る資金援助のうち破綻金融機関の資産の買取りに関する契約は、第六十四条第四項の規定にかかわらず、協定銀行が当該破綻金融機関との間で締結するものとする。この場合において、当該資産の買取りに関する契約は、同項の規定により機構が当該破綻金融機関との間で締結したものとみなして、第六十五条の規定を適用する。

5 機構が協定銀行との間で第三項の委託に関する契約を締結したとき（附則第六条の三第一項の規定による特例資産譲受人等の資産の買取りを行う場合に限る。）は、第一項の決定に係る特例資産譲受人等の資産の買取りに関する契約は、同条第五項の規定にかかわら

二の二、十（略）

2・3（略）

（資産の買取りの委託等）

第十条 機構は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第六十四条第一項の規定により破綻金融機関の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2・3（略）

4 機構が協定銀行との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、第一項の決定に係る資金援助のうち破綻金融機関の資産の買取りに関する契約は、第六十四条第四項の規定にかかわらず、協定銀行が当該破綻金融機関との間で締結するものとする。この場合において、当該資産の買取りに関する契約は、同項の規定により機構が当該破綻金融機関との間で締結したものとみなして、第六十五条の規定を適用する。

（新設）

ず、協定銀行が当該特例資産譲受人等との間で締結するものとする。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる営業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し若しくは協定の定めによる破綻金融機関の資産若しくは特例資産譲受人等の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 (略)

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

二の二 附則第六条の三第一項及び第六条の四第一項に規定する業務

三・五 (略)

（資金の貸付け及び債務の保証）

第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる営業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し若しくは協定の定めによる破綻金融機関の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 (略)

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

（新設）

三・五 (略)

2 (略)

(基金の設置)

第十九条の二 機構は、特例業務勘定にその健全性を確保し、かつ、特例業務を円滑に実施するための基金(以下「特例業務基金」という。)を置き、附則第十九条の四第二項又は第三項の規定により政府が交付する国債をこれに充てるものとする。

(特例業務基金の使用等)

第十九条の三 機構は、附則第十八条第一項第一号から第三号まで(第二号の二を除く。)に掲げる業務(同項第三号に掲げる業務にあつては、附則第七条第一項第二号に規定する損失の補てんに係る業務に限る。)を行う場合において、特例業務勘定の健全性を確保し、かつ、これらの業務を円滑に実施するため必要があると認めるときは、これらの業務の別に応じ政令で定めるところにより計算した金額を限り、特例業務基金を使用することができる。

2 機構は、前項の規定によるほか、機構が附則第十八条第一項第一号から第二号の二までに掲げる業務の終了の日として政令で定める日において特例業務勘定に累積欠損金として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額(機構が同日までに行つた特別資金援助又は譲受債権等に係る損失の補てんに係る機構の費用又は損失のうち破綻金融機関で政令で定めるものに係るものがあるときの政令で定める金額、機構が同日までに行

2 (略)

(基金の設置)

第十九条の二 機構は、特例業務勘定にその健全性を確保し、かつ、特例業務を円滑に実施するための基金(以下「特例業務基金」という。)を置き、附則第十九条の四第二項の規定により政府が交付する国債をこれに充てるものとする。

(特例業務基金の使用等)

第十九条の三 機構は、附則第十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、附則第七条第一項第二号に規定する損失の補てんに係る業務に限る。)を行う場合において、特例業務勘定の健全性を確保し、かつ、これらの業務を円滑に実施するため必要があると認めるときは、これらの業務の別に応じ政令で定めるところにより計算した金額を限り、特例業務基金を使用することができる。

2 機構は、前項の規定によるほか、機構が附則第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の終了の日として政令で定める日において特例業務勘定に累積欠損金として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額(機構が同日までに行つた特別資金援助又は譲受債権等に係る損失の補てんに係る機構の費用又は損失のうち破綻金融機関で政令で定めるものに係るものがあるときは、政令で定める金額を控除した金額)を限り、

つた附則第六条の三第一項の規定による資産の買取り（附則第十条第一項の規定により協定銀行が機構の委託を受けて資産の買取りを行う場合を含む。）に係る機構の費用として政令で定める金額及び機構が同日までに行つた附則第六条の四第一項の規定による損失の補てんに要した金額として政令で定める金額の合計額を控除した金額）を限り、特例業務基金を使用することができる。

3・4（略）

（政府からの国債の交付）

第十九条の四（略）

2（略）

3 前項の規定により交付するものとされている国債の額に相当する金額のほか、政府は、第一項の規定により、六兆円を限り、国債を發行し、これを機構に交付するものとする。

4 第一項の規定により發行する国債は、無利子とする。

5 第一項の規定により發行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定により發行する国債に
い。 関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（国債の償還等）

第十九条の五 政府は、機構が附則第十九条の三第一項又は第二項の

特例業務基金を使用することができる。

3・4（略）

（政府からの国債の交付）

第十九条の四（略）

2（略）

（新設）

3 第一項の規定により發行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により發行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定により發行する国債に
い。 関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（国債の償還等）

第十九条の五 政府は、機構が附則第十九条の三第一項又は第二項の

規定により特例業務基金を使用するため、前条第二項又は第三項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

2 4 (略)

(特例業務基金の残余の処分等)

第二十条の二 機構は、特例業務勘定を廃止する場合において、特例業務基金に附則第十九条の四第二項又は第三項の規定により交付した国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 3 (略)

(特例業務勘定の廃止)

第二十一条 (略)

2 機構は、前項の規定により特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させた後に、特例業務基金の使用に係る金額の返還がされたとき、附則第七条第一項第二号の二の規定による金銭の収納をしたとき、又は特別資金援助に係る資産の買取り若しくは特例資産譲受人等からの資産の買取りにより機構が取得した資産(以下この項において「特定資産」という。)につき政令で定める事由により利益が生じたときは、その返還がされた金額、その収納をした金銭の額及びその生じた利益の金額として政令で定める金額(特定資産につき政令で定める事由により損失が生じているときは、当該

規定により特例業務基金を使用するため、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

2 4 (略)

(特例業務基金の残余の処分等)

第二十条の二 機構は、特例業務勘定を廃止する場合において、特例業務基金に附則第十九条の四第二項の規定により交付した国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 3 (略)

(特例業務勘定の廃止)

第二十一条 (略)

2 機構は、前項の規定により特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させた後に、特例業務基金の使用に係る金額の返還がされたとき、附則第七条第一項第二号の二の規定による金銭の収納をしたとき、又は特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した資産(以下この項において「特定資産」という。)につき政令で定める事由により利益が生じたときは、その返還がされた金額、その収納をした金銭の額及びその生じた利益の金額として政令で定める金額(特定資産につき政令で定める事由により損失が生じているときは、当該利益の金額から当該損失の金額として政令で定

利益の金額から当該損失の金額として政令で定める金額の合計額（この項の規定により既に利益の金額から控除した金額を除く。）を控除した残額）を、基金使用額から前条の規定により国庫に納付した金額を控除して得た金額に達するまでを限り、国庫に納付しなければならぬ。

（課税の特例）

第二十二條 協定銀行が協定の定めにより附則第八條第一項第一号に規定する金融再生委員会があつせんを受けて行う破綻金融機関の營業の譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う破綻金融機関の資産若しくは特例資産譲受人等の資産の買取り（以下この条において「協定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2（略）

（法律の適用）

第二十三條 附則第十八條第一項の規定により特別の勘定が設けられている場合には、次に定めるところによる。

一・二（略）

三 第五十一條第二項の規定の適用については、附則第六條の三第一項、第六條の四第一項、第七條第一項及び第八條の二第一項に

める金額の合計額（この項の規定により既に利益の金額から控除した金額を除く。）を控除した残額）を、基金使用額から前条の規定により国庫に納付した金額を控除して得た金額に達するまでを限り、国庫に納付しなければならぬ。

（課税の特例）

第二十二條 協定銀行が協定の定めにより附則第八條第一項第一号に規定する金融再生委員会があつせんを受けて行う破綻金融機関の營業の譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う破綻金融機関の資産の買取り（以下この条において「協定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2（略）

（法律の適用）

第二十三條 附則第十八條第一項の規定により特別の勘定が設けられている場合には、次に定めるところによる。

一・二（略）

三 第五十一條第二項の規定の適用については、附則第七條第一項及び第八條の二第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助

規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十一条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四（略）

2 附則第六条の三第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五条の規定の適用については、同条中「次章及び第四章」とあるのは、「次章、第四章、附則第六条の三、第八条、第九条、第十条及び第十一条」とする。

二 第九十一条の規定の適用については、同条第一号中「認可」とあるのは「認可又は承認」と、同条第三号中「第三十四条」とあるのは「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

3 附則第六条の四第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五条の規定の適用については、同条中「次章及び第四章」とあるのは、「次章、第四章及び附則第六条の四」とする。

二 第九十一条の規定の適用については、同条第一号中「認可」とあるのは「認可又は承認」と、同条第三号中「第三十四条」とあるのは「第三十四条及び附則第六条の四第一項」とする。

4 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

及び預金等債権の特別買取りは第五十一条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四（略）

（新設）

（新設）

2 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一・二（略）

5| 附則第八条の二第一項に規定する機構の業務が行われる場合には
、第九十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条
」とあるのは、「第三十四条及び附則第八条の二第一項」とする。

一・二（略）

3| 附則第八条の二第一項に規定する機構の業務が行われる場合には
、第九十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条
」とあるのは、「第三十四条及び附則第八条の二第一項」とする。